県立学校長 様

事 務 連 絡 令和3年11月9日

学校指導課長保健体育課長

## 部活動の制限の解除について

部活動については、これまで令和3年9月28日付事務連絡において「8月26日付け事務連絡による部活動の制限は、10月1日より解除する。ただし、県外への遠征、県外チームとの練習試合、県内外を問わず合宿は当面禁止する」としてきたところですが、県内の感染状況を踏まえ、明日、11月10日(水)より部活動の制限を全面解除することとします。学校長は、以下の点に十分留意するとともに、顧問に対して確認願います。ただし、コロナ前の日常に戻ったわけではなく、引き続き、気を緩めることなく感染防止対策に万全を期すよう、改めて、教職員、児童生徒に周知徹底願います。

記

## 

- 1. 参加生徒、対戦校、会場、交通手段、宿泊先
- 2. 生徒の参加について、保護者の同意をとっているか
- 3. 健康観察を行い、発熱等体調のすぐれない生徒は参加させないことになっているか ・毎朝の検温やチェックシートにより、体調管理の徹底が図られているか
- 4. 活動中に、体調不良者が出た場合の備えが十分であるか
  - ・複数の顧問等による引率、保護者等に直ちに迎えに来てもらうための連絡体制など 予め定めているか
  - 保護者の到着まで、他者との接触を避け、静養できる部屋を確保しているか
- 5. 活動は、各競技ガイドラインの遵守が図られることとなっているか
- 6. バス等での移動時の感染対策がとられることとなっているか
  - ・車内でのマスク着用、会話を控える、適切な換気など
- 7. バス等の移動時の交通安全の徹底が図られているか
  - 休憩時間を適切にとるなど、無理のない運転計画となっているか
- 8. 宿泊施設で、以下の感染対策が図られているか
  - ・宿泊施設については、都道府県独自のコロナ対策認証制度がある場合は、認証されている宿泊施設を利用すること
  - ・宿舎内(相部屋の場合は自室でも)は、原則、マスクを着用すること
  - ・食事会場、浴場、ミーティング室等の利用以外は自室で過ごすこと
  - ・飲食の場面では、座席の間隔をあけ、向かい合って着席しないよう配慮し、会話を 控えること
  - ・大浴場の場合は、入場制限を行い密にならないようにすること
  - ・相部屋の場合は、居室内での飲食は控えること
  - ・不要不急の外出は控えること
  - 9. 試合終了後は、速やかに試合会場等から宿舎に戻る、または帰校すること
- 10.上記1~9については、県外から相手校を招く場合は、相手校に対しても要請しているか

(事務担当)

学校指導課 高等学校教育・人権教育 G 076-225-1831 保健体育課 学校体育 G 076-225-1853